

第422回（臨時）福崎町議会会議録

平成21年5月28日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成21年5月28日、第422回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 局長 中塚保彦 主査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	岡本裕	技 監	樋口和夫
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名  
第 2 会期の決定  
第 3 諸報告  
第 4 議案上程・議案説明  
第 5 質疑  
第 6 討論・採決

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 議案上程・議案説明  
日程第 5 質疑  
日程第 6 討論・採決

1. 議案件名

議案第41号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第42号 福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第422回福崎町議会臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

木々の緑もようやく深まり、初夏の風もさわやかな季節となりました。議員各位におかれましては、本日は早朝よりご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会に付議されます案件は、議案2件であります。何とぞ議員各位には格別のご精励を賜り、慎重審議の上、適正妥当なる結論づけが得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しております。

よって、第422回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長が指名をいたします。

2番、牛尾雅一議員、10番、石野光市議員、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

先刻、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、本日1日間という結論を得ております。

よって、本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

5月1日の第421回臨時会以降、本日までの主要事項について、日付順にご報告申し上げます。

事務局から朗読し、報告させます。

書 記 5月6日、福崎東洋ゴルフ倶楽部において、町民ゴルフ大会が開催され、議長が出席をいたしました。

5月8日、14日、議会広報編集委員会を招集し、議会だより第110号の編集を行いました。

5月17日、福崎東中学校において、福崎町消防団消防操法大会並びに日赤奉仕団救護訓練が実施され、議長ほか議員多数が出席をし、議長があいさつを述べてまいりました。

5月19日、大会議室において、国民健康保険運営委員会が開催され、議長と民生常任委員長が出席いたしました。また、同日、サルビア会館において、福崎町民主化推進協議会総会が開催され、総務文教常任委員が出席をいたしました。また、同日と21日、新任議員研修会を開催しました。

5月20日、神崎郡町村会会議室において、議長・局長合同会議が開催されました。

5月21日、第二デイサービスセンターにおいて、福崎町社会福祉協議会理事会が開催され、議長が出席をいたしました。

5月22日、産業建設常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。

5月23日、福崎町生活科学センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、副議長ほか議員多数が出席をいたしました。

5月24日、福崎町文化センターにおいて、福崎町美術展表彰式が開催され、副議長が出席をし、議長賞を授与してまいりました。

5月25日、市町議会議員公務災害補償組合議会定例会並びに町議会議長会評議員会が開催され、議長が出席をいたしました。また、同日、エルデホールにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、副議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

5月26日、総務文教常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。また、同日、役場大会議室において福崎町社会福祉協議会評議員会が開催され、議長と民生常任委員長が出席いたしました。

5月27日、民生常任委員会を招集し、各課の報告事項等について調査いたしました。また、同日、商工会館において、福崎町商工会通常総代会並びに福崎町経営者協会通常総会が開催され、議長が出席をし、あいさつを述べてまいりました。

5月28日、本日でございますが、先ほど、議会運営委員会を招集し、第422回福崎町議会臨時会の運営について協議いたしました。

以上です。

議 長 以上で諸報告を終わります。

#### 日程第4 議案の上程・議案説明

議 長 日程第4は、議案の上程であります。

議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

町 長 おはようございます。

第422回福崎町議会臨時会にご出席をいただきましてありがとうございます。この5月は、新型インフルエンザが兵庫県でも発生し、町民の皆様方には大変心配をおかけいたしました。今回のインフルエンザは、主として若い人の中で流行したため、学校関係者には大変迷惑をかけました。また、保護者にも、生徒にも心配をかけました。

今後の取り組みにつきましては、医療研究者の研究、国、県の対策にも気を配り、安心・安全の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

本日の議会には、議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件を提案いたしております。

詳しい説明は各担当課長が行いますので、十分ご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案の概要の説明が終わりましたので、これから議案番号順に詳細説明を求めてまいります。

それでは、議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めてまいります。

総務課 長 失礼いたします。

議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の議案は、臨時の人事院勧告を受け、6月に支給する期末手当等の額を暫定的に凍結しようとするものです。

三つの条例の一部改正を一括議案としています。

改正の内容は、一般職員の平成21年6月期末手当の0.15カ月分と、勤勉手当の0.05カ月分、合計0.2カ月分を凍結し、支給するものです。また、町長、副町長、教育長、議会議員については、6月期末手当の0.2カ月分を凍結し、支給しようとするものです。

影響額は、全体で約1,360万円になります。

総務課資料の1ページをご覧ください。

第1条関係、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、附則に特例措置を追加し、一般職員は6行目、100分の140を100分の125に、0.15カ月減に、6月期末手当を改め、下から2行目では、100分の75を100分の70に、0.05カ月減に、6月勤勉手当を改めます。合計で、0.2カ月減になります。

それ以外につきましては、再任用職員に係る改正で、期末・勤勉手当合わせて0.1カ月減の凍結となっています。なお、再任用については、該当者はありません。

2ページをご覧ください。

第2条関係、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正です。

町長、副町長は、5行目、100分の210を100分の190に、0.2カ月減に、6月期末手当を改めます。

以下は、在職期間による差の部分です。教育長の期末手当は、この特別職の給与条例を準用しています。

3ページをご覧ください。

第3条関係、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正です。

内容は、特別職と同様で、議員も5行目、100分の210を100分の190に、0.2カ月減に、6月期末手当を改めています。

以下の部分は、在職期間の差によるものです。

今回の議案は、先ほども申しあげましたように、臨時の人事院勧告に係るもので、平成21年6月に支給する期末手当等に関して、人事院が実施した特別調査の結果、民間企業における本年度の夏季一時金が昨年の夏季一時金に比べて大きく減少することがうかがわれることから、可能な限り、民間の状況を公務に反映することが望ましいという観点と、また12月期で1年分を精算しようとする、大きな減額になる可能性を考えて、講じようとするものです。

今後は、例年の夏の人事院勧告によりまして、12月期末手当等において、全体の調整がなされることとなります。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を担当課長から求めてまいります。

税 務 課 長 おはようございます。

それでは、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税介護保険分の平成21年度の概算介護納付金の確定に伴う税率等の改正と、平成21年4月1日に地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正でございます。

介護保険分の税等の改正に当たっては、健康福祉課資料、5ページをご覧いただきたいと思ひます。

そこにお示しをしておりますように、条例の改正案を国民健康保険運営協議会会長に平成21年5月19日に諮問し、同日、運営協議会の会長から答申を受けまして、今回、改正をお願いするものでございます。

健康福祉課資料、7ページをお願いいたします。

介護納付金の税率等の改正につきましては、その真ん中の網かけのところなんですけれども、国は平成21年度の介護給付金を6兆9,595億円と介護予防事業費を1,044億円、合わせて総額7兆683億円と見込んでおり、第2号被保険者4,218万人に係る納付金30%相当分の介護納付金は2兆1,192億円と見込んでいます。

これによりまして、平成21年度における介護納付金1人当たりの概算負担額は5万246円が算定されました。平成20年度の1人当たりの負担額4万9,633円と比べまして613円の増額となり、率にして1.2%の増となります。

次に、8ページをお願いいたします。

福崎町では、平成21年度の第2号被保険者、一番下をご覧いただきたいんですけども、第2号被保険者を1,800人で算定し、国から示された1人当たりの年額負担額5万246円を乗じ、本年度の介護納付金概算額は9,044万2,800円となります。前々年度、平成19年度精算額1,447万7,363円を差し引き、平成21年度の概算介護納付金は7,596万5,437円となります。

この納付金の約2分の1は、国、県支出金で賄われますが、残りの約2分の1を第2号被保険者の負担で賄うこととなります。これを踏まえまして、均等割を8,400円から7,200円に、平等割を9,000円から7,200円にそれぞれ引き下げます。一方、所得割を100分の1から100分の1.6に引き上げ、応益割の負担割合の軽減に努めます。

これらの改正税率と現行税率を比較しますと、1人当たり1,485円の減額、1世帯では1,921円の減額となります。

また、今回上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が施行されたのを受けまして、関係条項を改正するものでございます。

主な改正点は、介護納付金課税限度額の改正でございます。

税務課資料、1ページにつきましては、今回改正分の条例の一部改正案として抜粋としてお示しをさせていただいております。税等の改正内容と現行をお示ししております。

2ページ以降につきましては、改正状況の新旧対照表をお示ししております。ご参照ください。新旧対照表につきましては、左側が新、改正後、右側が旧、改正前でございます。

2ページをお願いいたします。

第2条は、課税額の規定でございまして、上位法令の改正を受け、介護納付金課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

第8条、第9条の2、第9条の3につきましては、先ほど申し上げました所得割額、均等割額、平等割額の改正でございます。

第13条につきましては、第23条第2項、町長において国民健康保険税の減額が適当でないと認める場合には減額を行わないとする旨を定めた規定ですけれども、この条項が削除されることに伴う改正でございます。

第23条におきましては、介護納付金課税限度額を9万円から10万円に引き上げられることに伴う減額の限度額の改正と、介護納付金課税の均等割額及び平等割額が引き下げられることによります7割軽減、5割軽減、2割軽減の改正でございます。

7割軽減につきましては、均等割額5,880円を5,040円に、平等割額6,300円を5,040円に、5割軽減の均等割額4,200円を3,600円に、平等割額4,500円を3,600円に、2割軽減の均等割額1,680円を1,440円に、平等割額1,800円を1,440円に、それぞれ改めるものでございます。

先ほど申しました説明につきましては、税務課資料の1ページにまとめさせていただきます。

それと、第2項の規定、町長において国民健康保険税の減額が適当でないと認める場合には減額を行わないとする旨を定めた規定ですけれども、これを削除するものでございます。

次、新旧対照表の3ページでございますけれども、これ以下につきましては、上位法令が改正されたことによりまして条文整理をさせていただいております。

附則第2項は第23条第2項が削除されることに伴う改正でございます。

附則第3項の追加は、地方税法附則第33条の2第5項に規定する配当所得を有する場合には、その配当所得を国民健康保険税の被保険者に係る所得割額課税等の対象にすることを定めています。

附則第3項から、附則第5項までは、それぞれ1項ずつ繰り下げるものでございまして、第6項から第12項までを、それぞれ2項ずつ繰り下げるものです。

改正後の附則第4項につきましては、第23条第2項が削除されることに伴う改正と、租税特別措置法第35条の2に定める長期譲渡所得、一定の条件に当てはまる土地等を譲渡した場合に1,000万円を限度として特別控除が適用される件なんですけども、この件がある場合には、国民健康保険税の被保険者の所得割額には特別控除の額を課税対象に加えるための改正です。

4ページにつきましては、附則第5項につきましては、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税において、附則第4項で規定されている長期譲渡所得の課税の特例を準用することとしていますが、今回の附則第4項の改正に伴う1,000万円の特別控除の特例については適用しないとするものでございます。

附則第6項は、第23条第2項が削除されることに伴う改正です。

附則第7項の追加及び附則第8項の改正につきましては、上場株式等に係る譲渡損益がある場合には、その損失を以後の株式等に係る譲渡所得及び配当所得から控除できることとなりますが、国民健康保険税の所得割額においても損失控除後の所得を対象とする旨の規定の追加と改正でございます。

附則第9項は、法附則第35条の3第13項で規定されていた内容が地方税法等の改正により、法附則第35条の3第11項に移行したことに伴う改正でございます。

5ページにつきましては、附則第10項から第14項までにつきましては、第23条第2項が削除されることに伴う改正でございます。

条例の附則につきましては、第1項が施行期日、第2項は適用区分を規定しております。

以上、ご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、議案第42号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、提案議案に対する説明が終わりましたので、次の日程に進みます。

#### 日程第5 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

それでは、議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。

9番 まず、この説明資料についてなんでございますけれども、41号の説明資料、総務課の資料を見せていただきますと、新旧対照表となっております。議案書と同じことが書いてあるんですね。これが果たして、私は説明資料になるんかなど。これまでこういうふうにしてやってこられたから、前例に倣っておつくりになったんかどうかわかりませんが、説明資料の新のところを見ますと、100分の40とあるのは、100分の125という文言がありますね。この辺のところの工夫が何ゆえなされないものなのか。この説明資料の新旧対照表をおつくりになった理由をまずお答えいただきたいと思います。

総務課 議長 このたびの改正は、臨時の人事院勧告に基づきまして改正するもので、暫定的に凍結するという改正でございます。したがって、国家公務員給与法の改正の例によりまして、附則で追加した改正とさせていただきます。

9番 それは、ここ見たらわかるわけです。今の説明聞いてましたからね。わかっているんです。

ただ、工夫の仕方、説明資料ですからね。議案書についてるものと同じもので説明資料と言われてもね。工夫が足らんのかなと思うんですね、私は。ですから申し上げたんです。今、お尋ねをしようとんですけどね。どうですか。

- 町 長 ある意味では、議員の指摘のとおりだと思います。同じことをそのまま書くのなら、資源の節約という意味もあるでしょうから、今後は気をつけてまいりたいと思います。
- 9 番 そういうことをごさいますして、それでは、少しお聞きをしたいと思います。
- まず一番最初にお聞きをしますのは、総額では1,360万円ぐらいを想定しているという説明でございましたけれども、一般職の対象になる人数、21年度一般会計の当初予算では、一般職は134人という記述がございましたけれども、今回、対象になる一般職の職員の数。それと、会計ごとに違うのであれば、それぞれ幾らで、合計幾らになるのか、人数を。
- 総務課 長 一般職の対象になる者は163名でございます。あと、特別職、臨時、嘱託職員、議会議員合わせまして247名が対象でございます。
- 9 番 人数はそういうことだそうですが、総額が出とんですから、恐らく全部把握をされておられると思うわけです。ただし、私が思いますのは、こういうふうに100分の幾ら、0.2カ月分ということですが、具体的に私はこの説明資料と言われるのであれば、一般職員は特に級別というのがありますよね、構成人員なんか、予算書見ましても書いてありますけれども、級ごとの、年齢も書いていただいても、金額が具体的に幾らが幾らになるという方が、我々見させていただいて、説明資料として納得がしやすいと思うわけですね。一律に100分の幾らとかいうことよりも。
- 具体的に、それじゃあ、1級、2級、3級、4級、5級、6級、7級で結構ですから、そういうものはちゃんと計算をしておりますか。代表的な年齢でいいんですがね。どうでしょうか。
- 総務課 長 級別までの資料は今手元に持っておりません。一般職全体で申し上げますと、1人当たり、影響額は6万5,000円になっております。
- 9 番 そういうものも出して、級別に出していただきますと、私は非常にわかりやすいと思います。といいますのは、次にお尋ねをするんですが、一般職の職員につきましては、地域手当ですか、これも今年度からなくするということでしたね、3月の予算のときに。また今回も、民間に倣ってということで、人事院の臨時の勧告に従ってボーナスを減らすんだということですね。そうしますと、私は、職員のモチベーションがどうなるんかということをお心配するわけですね。そういう意味から、級ごとの金額を見せていただきますと、わかりやすい。その辺のところも考えやすいということをおさしめて、今、申し上げておられるわけなんですけど、後でも結構ですから、今言いましたような級ごとの代表的なものですね、そういうものを出していただけるかどうか、まずお聞きをしたい。
- 総務課 長 代表的な職員の状況につきましては報告させていただきます。
- 9 番 それにあわせまして、特別職ですね、我々議員も含めまして、非常勤も、今同じように出していただきますと、非常にわかりやすい。町民の皆さんも非常に注目をされておられると思いますので、私は別に職員の皆さんが幾ら給料もうて、ええなとか、悪いなとか言おうと思うて今言うてわけやなしに、やっぱり一般の町民の皆さんは、かなり議員のことにつきましては、定数の件であるとか、報酬の件であるとか、関心をお持ちのようでございますし、そういう意味からも、我々は説明する機会が多々出てくるということをおさしめて、そういうことも申し上げておきます。これもあわせて一緒に出していただきたらと思います。
- それと、先ほどの職員のモチベーションに関する事なんですが、これについてはどういうことを手だてとしてお考えになっておられるのか。仕事ですから、必ずしも給与だけがすべてというわけではないと思うんですね、仕事のやりがいう



ものは。それはよく理解をしとるわけなんです、所詮皆さん生活があるわけですし、下がっていくということになりますと、そういうモチベーションが下がるという危惧があるわけでごさいます、これについて一律に人事院の勧告があったから、福崎町も倣ってということですから、昨日の神戸新聞を見ておられますと、大体市区町村の90%ぐらいが減額をするということを書いてありますね。やらないところもある。既にやっておるからもうやる必要もないんだということなんかと思うんですが、この新聞記事を見ておられますと。このモチベーションに関してはどうということをお考えになっとんのか。

総務課長 その点につきましては、我々理事者側といたしましても、心配しているところでごさいます、町長のメッセージという格好で全職員にメッセージを出していただいております。ことしから地域手当が下がりました。また臨時の人事院勧告で0.2カ月の凍結という格好になっております。残念なことなんですけれども、職員につきましては、住民福祉の向上に向けて頑張してほしいというような内容の町長のメッセージを出していただきました。

特別職の方につきましても、同様に提出の準備をさせていただきます。

9番 それじゃあ、それをお願いしておきまして、特に、職員の士気をやっぱり上げていただいて、町長は自律のまちづくりということを言っておられますし、職員のモチベーションというのは非常に大事だろうと思いますので、その辺、よく頭に入れていただいて進めていただきたいと思うわけです。

先ほどちょっと、お尋ねするのを忘れてたんですが、民間と比較してということなんですけれども、これは人事院がやってることやから私知らんねん言やあ、それまでのことなんです、おわかりであれば教えてほしいんです。私、実はよくわかっておりません、たしかことしの夏のボーナスは、民間は70何万円とかいうのを見たような記憶があるんですが、具体的にどんな規模の企業で、どんな年齢で、金額が幾らやということをよく承知をしておりませんので、ご存じであれば、人事院が対象にした民間のボーナスですね、それについても知っておられる範囲で結構ですからお答えをいただきたいと思います。

総務課長 このたびの臨時の人事院勧告の調査につきましては、夏ですと、例年たしか1万1,000社ぐらいの調査をされたと思います。今回の調査は二千数百の調査でありまして、その調査をしたんですけれども、実際は8割の企業が夏季一時金については未決定だったということで、2割程度の企業が決定をしておったと。その中での調査結果でごさいます。

その結果、夏季一時金の差は平均しますと13%ほどの削減額になっておりました。それを公務員の期末勤勉手当等と比較しますと、0.25カ月分に該当するということになりまして、決定した企業数が2割程度で少ないこと等を考えまして、0.05カ月分を調整して、0.2カ月分の暫定的な凍結という人事院の勧告になったものでございます。

議長 ほかにございせんか。

8番 今の答弁で、吉識議員も言われたように、多分この6月の公務員のボーナス支給は、大きなニュースになると思うんですよ、こういう不況の中で、出たということで。それで幾ら下がってということになって、当然私たち議員ももうたんやろうというような話も出てくるわけです。今臨時に、0.2カ月減らしたという根拠を言われたんですが、その中で、8割未決定で、2割だけの中でこんだけ減ると、その8割の回答が出てないのがもっと下げようと思うて返事が決まっていなかったのか、いや、余り下げなくてもいけるかわからん思っ回答していなかったのかというところで、人事院の臨時の勧告としては、ことしの暮れまで含めて、

もっとかなり下がる可能性があるという具体的な、そういう指示あるいは暗示とかいうのもその中に入っていましたか。それによって、私たちも、いや、暮れにはもっと実際下がるんですというようなことも住民さんに言わんなしね。その辺のその内容をちょっと教えていただきたいと思います。

総務課長 このたびの臨時の人事院勧告の中身は、現時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握できないことから暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当であると、こういうことでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご質疑がございましたらどうぞ。ありませんか。

1 1 番 今、説明を受けたんですけれども、この1人当たりの負担額というのは、国が示してくるということだそうでございます。それなら、精算額というのは前々年度精算額として、入ってきておりますが、これは何を根拠にしておるのでしょうか。

健康福祉課長 19年度の介護の2号被保険者の1人当たり、これが資料の7ページでは4万5,323円となっております。これにつきましては、平成19年度の介護実績分によりまして計算をされたものでございまして、実績による金額となっております。

1 1 番 その実績というのは、各自治体ごとの実績なのかどうかという点です。なぜなら、この示してくる1人当たり負担見込みが本年度でしたら5万246円というのは、全国一律ということでありました。ですから、その実績で精算額ということだと思っておりますが、自治体ごとかどうなのか、この点についてお伺いをいたします。

健康福祉課長 これにつきましては、全国の各自治体での実績の合計でございます。ただ、福崎町分につきましては、2号被保険者は福崎町の人数と。ただし、1人当たりの負担額は全国統一という金額となっております。

1 1 番 ようわからんのですよね。全国共通ということですが、自治体ごとの介護保険の利用についての、その実績を見込んでなのか、それとも人数ということになれば、これはもう全国一律、同じ額で返すということですか、1人当たりによれば。そこんところを聞いとんですよ。

健康福祉課長 先ほど申しましたが、19年度の実績分については、福崎町分ということでの計算となります。

1 1 番 それから、全国共通でこれだけ負担を求めてまいったといたしまして、そうして、その約半額は国、県ということですが、本当にこの国、県から半額入ってきておるんですか。被保険者がそうすると半額ということになるんですが、どうも、予算書等の数字やら、資料やら、運協の資料等を見ても、どうもさっぱりこれが半額・半額になつとるといふふうには、ちょっと思われないんですね。国、県からの分は、この示した金額の半分も入ってきてらんのではないかと。本年度の予算における繰り出し分に対する国、県からの収入分も、今年度分についても入ってきてないと、少ないとも思うんですね。逆に、被保険者の負担分は、半額よりもなお多いという経過をずっとたどってきておるのではないかとと思うんですが、いかがでしょう。

健康福祉課長 介護納付金に係ります国等の補助金でございますが、19年度、20年度を精算する中では、国が介護保険の納付金の34%、また調整交付金で9%、県では

7%といったルールで入ってくるわけでございます。それと、保険者の軽減分も合わせて入ってくるわけでございますが、それらを計算しますと、補助金につきましては、介護納付額よりも若干多いと、5割程度は十分入っております。

- 1 1 番 法定減免分についての国の負担分を入れるんなら、半分以上入って当たり前じゃないですか。法定減免分に対する国、県の負担分を見込むなら、半分以上入って当たり前なんです。だから、国、県の負担分がこの計算よりどうも、これまでの実績を見ると少ないように思うんですがね、そういうことになってませんか。結局、介護保険の負担金を納めた者が、どうも40歳から64歳までの者は、この制度のルール、7ページに示してあるルールよりも、必要以上にこれまで高く払われてきた、それでちょっと国保が会計全体として金が残ると、ああもうかってきたということになっとんと違うかと思うんですがね、いかがですかね。

健康福祉課長 先ほどの国の補助金が少ないのではないかとということでございますが、この介護納付金が始まりましたのは、ご承知のとおり平成12年からでございますが、20年度まででは、それぞれ補助金、国等からいただきました補助金、また介護保険税として実際に集めました税金をそれぞれ積み重ねて計算いたしますと、国からの補助金の方が若干もちろん多いんですけども、トータルでしますと、19年度ベースでは、保険税で求める額が若干不足しておりました。20年度の率で計算しまして、20年度、9年間のトータルをしますと、ほぼ補助金と保険税に見合う金額が税金として納められております。

- 1 1 番 前々年度の精算金として出てまいりますから、これはそういった計算書は、その精算額の根拠、それからこの負担の部分、税額の部分等々、ちょっと通年で通した資料がないと、本当に今言われたように、ルールに沿っておるのかどうかということがよくわかりません。そういう資料はありますか。

副 町 長 担当課長が申し上げたとおりでありまして、12年から9年経過しております。今までは、医療に係る保険税分が、この介護保険分に充当するといった形になっておりました。それらにつきまして、最終的にこの20年決算を含む医療、介護、大体同じような形で推移ができるようになっております。

それらを含めた中で、複数年度における、その調整に当たるような資料はないかということでありますが、これらにつきましては、調整を図り、提出したいと思っております。

- 1 1 番 国民健康保険というのは、医療と、それから老人保健から今度、後期高齢者保険となりますが、それへの支援分、それから介護保険というふうにもうそれぞれのものを組み合わせてやられておって、それぞれに税率が変わっておりますので、非常にわかりにくい。それで総合して、どんとかかってくるから、今度限度額だけを見ましても、これで今回値上げして、限度額が69万円になるのか、国民健康保険税が最高になったら、もう69万円来るとなったら、もうみんなびっくりしますね。本当は、この税の通知が行きますと、県町民税よりも、国民健康保険税が高いなという声もう圧倒的に町民から多いんですよ。ですから、そのところがなぜこうなってるのかというのが、もっと一般人にわかりやすいものでなきゃならないと思うんですよ。我々議員は決定責任がありますから、勉強しなければなりませんけれども、所詮議員は住民の代表なんです。中学校の勉強をした者、義務教育を出た者がわかる内容で議会にも出していただいたら、本当ですよ。議会には義務教育を出た者にわかる内容での資料が当然出るべきです。それでないと、住民に対する責任を負う議決をすることはできないわけです。それでないと、議員に立候補するのは25歳になったら、だれでも平等に立候補できるなんていうことにならんわけだ、実際。決定する責任は議会にあるんですからね。

繰り返して言いますが、本当に複雑でわかりにくい。私もちょっと何年もやっておっても、まだようわからんから、質問をするぐらいですから、それでお尋ねしておるんです。

それで、そこのところの統一の部分がどうなっておるのか、結局こんなふうにして三つの部分をやりますと、結局トータルして、やりくりして、金が幾ら余った、足らなかったということで、国民健康保険の基金として積み立てていくということになりますので、そこで結局トータルで調整してしまうということに、結果としてならざるを得ないと思うんですね。そういうことです。

それから、予算に照らして、申告を受けられたと思うのですが、受けた結果で、現時点における所得の調定は、どのように変化をしておるのかお聞かせをいただきたい。そうしたことも鑑みて、所得割の1.6%というふうに、0.1%上げるのかどうか、そこらのところをお聞かせいただきたいと思います。

税務課長 介護分の当初予算の比較ということですが、当初予算につきましては、収入見込みとして4,080万円、それと改正案につきましては、4,000万円の案として持っております。それと、1世帯当たりの調定額ですけれども、当初の分につきましては、3万2,033円、改正案につきましては3万1,338円、695円改正案の方が安くなるということです。

それと、1人当たりですけれども、当初につきましては2万4,768円、改正につきましては、2万4,229円です。その差は539円安くなるということです。

1 1 番 質問が悪かったですね。調定額の基礎による所得割の課税標準額がどう変わったかという質問です。

住民の所得が、予算を立てたときより申告を受けてみれば、増えたのか、減ったのかと、そういうことを聞きたいわけです。

税務課長 所得の課税標準額ですけれども、当初につきましては14億2,110万円です。それと、改正につきましては、12億9,470万円です。

1 1 番 所得が減ったのに、所得割のパーセントを上げるということになりますと、ちょっとどうかなとも思ったりもするんですが、それだけに平等割、均等割の部分で、ぐっと減額をするということですから、より所得の低い人たちのところに、所得の減った影響を減ずるといった配慮がされていると考えてよろしいわけですか。

それから、限度額になる人が何名ほどあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

2割、5割、7割の予定者の全体の世帯数、それから介護分の対象の中での世帯数のそれぞれの割合についてもお聞かせください。

税務課長 賦課限度額の影響の人数ですけれども、改正案につきましては、1,353世帯のうち、50世帯が10万円を超過するであろうと思っております。

それと、7割、5割、2割の軽減の人数ですけれども、7割につきましては、216世帯、5割につきましては40世帯、2割につきましては115世帯でございます。

1 1 番 限度額になる人の所得は、大体幾らぐらいでしょうか。よく言われる、夫婦2人に子ども2人ということではなしに、實際上、構成が1世帯当たり2人あるかないかぐらいのところでしょうか。そういう意味で、1世帯当たり、どれぐらいの所得になると、限度額になるのかということ。

税務課長 まず、世帯で2人ということをお聞きしていただきまして、均等割、平等割と、応能割の資産割につきましては、資産割がないと仮定させていただきたいと思っております。そういたしますと、所得につきましては、523万円ぐらいだと思います。

1 1 番 大体そういう所得の限度額になる人は、医療分についても、後期高齢者保険の支援分についても、大体皆、最高ということになりますと、五百何十万円の中で、69万円が国民健康保険税、その上に所得税があつて、県町民税があつてというふうになりますと、国民健康保険税という名前がかかってくるという率のいかに高いことかということが、皆さん言われるわけですね。その意味で、町の決算を見ますと、なかなかそんなに潤沢な国民健康保険特別会計の決算状況でもないわけですから、そんな意味で最初の質問に戻りますが、本当にルール分どおり国から来とるのかどうかというのがやっぱり最終的に、もう1回ぜひ確認をさせていただきたいので、何年か通しの資料をちょっと出していただきたいと思います。

議 長 しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ただいま小林議員の質問でございまして、介護納付金の件について、理事者側から説明をしたいということでございます。

書類の配付をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

◇

議 長 会議を再開いたします。

高松健康福祉課長、説明を求めます。

健康福祉課長 お手元に配付いたしました介護納付金の推移でございます。左から年度、平成12年度から20年度の9年間でございます。

概算納付金額の（確定）、この金額が介護納付金を納めた金額となります。

補助金としまして、例えば、20年度で見させていただきますと、国から入ってきます分が34%、調整基金、県の交付金、それと軽減分の保険者支援分、合わせまして、20年度では4,554万4,735円という補助金となっております。

確定額の8,607万1,221円の2分の1をしますと、4,300万円程度になりますので、補助金はそれ以上に入ってきております。

それと、介護の税金でございますけれども、20年度では、予定額では4,395万円という収納を予定しております。

そこで、一番右、これが9年間の差し引きでございまして、19年度の下の8年間の合計の欄を見させていただきますと、納付額に対しまして、367万1,000円程度不足しております。20年度の予定では、その分を取り返して、9年間のトータルでは、若干、24万7,000円程度不足するというような結果となっております。

1 1 番 介護保険に関する納付金等、国、県に関する資料はこれでわかるというんですが、これはどういうんですか、戻ってきた分もこの計算の中にはちゃんと入っておるんでしょうね。

健康福祉課長 はい、返還分も含めた精算でございます。

1 1 番 先ほど来、繰り返して言っておりますように、保険制度がもう非常にわかりにくく、難しくなっていました。これはまだ収入の方だけですからね、これに給付の方がつきますと、さらに所得の状況によって、個人負担の割合が違われ、減額とか、最高の支払い額の分の所得の状況と、非常にこれも複雑ですね。こんな複雑怪奇な保険制度をつくってしまっておるということに、本当に怒りすら覚えるわけです。先ほど言いましたように、義務教育を終えた者が、なるほどとわかって、納得をして税金を納められるような、そういう制度づくりは、やっぱり国にも求めてもらわなきゃならないし、町も、そういう資料づくりをぜひよろしく願いをいたしておきます。

それから最後にお聞きをしますけれども、もう一度、そういうことを含めての、このトータルを含め、資料をもらった上での質問ですが、各町ごとの負担表というのが出ております、資料の一番最後のページですね。1人当たりになると、福崎と市川ではもう5,000円も福崎が高いと。姫路に比べても3,000円高いし、一番高いんかというふうな、20年度の資料ですね、そんなことになつとるわけで、こういう資料を見て、7ページにありましたように、これはもう全国一律で、国が1人当たり何ぼいうのを、全国一律で負担金決めてきて、その半分を国が負担して、半分を皆さんにもらいますのやと言うたら、どっこも同じにならないかのに、おかしいなと思ったのが、今回この質問の準備のきっかけになったんです。そのことについて、何でこんなふうにならぬ各町、最終的に違っているのかということについて答弁を求めます。

あと、細かなことについては、歳入の関係で、調定額がそれぞれ医療、それから後期高齢者保険への支援分、介護保険への支援分というように、収納率がそれぞれ少しずつ違うということの説明とかも含めてお願いをします。

健康福祉課長 資料の一番最後につけております、他市町との比較をして、特に1人当たりを比較しての金額でございますけれども、国保税は今言われましたように、医療分、後期高齢者支援分、介護分と、三つの合計となっております。それぞれに他市町とは率も金額も異なっております。また、基金の保有額の状況によっても税額が変わっております。

20年度では医療費、後期高齢者支援分、介護分の1人当たり、合計をしますと、10万5,000円程度となりまして、他市町と比較しても高いことはございません。特に、21年度、介護分の改正で減となりますので、そのまま推移しますと21年度では一割安くなるというような計算にはなりません。それぞれ、医療分、後期高齢者支援分、介護分、この配分はそれぞれ市町によって異なるかと思っておりますけれども、福崎町の考え方は納付金に対しまして約2分の1という考え方を持っておりますので、1人当たりになりますと、そういう結果となっております。

税 務 課 長 徴収率の関係ですけれども、今、国保税につきましては、医療分、後期高齢者の支援金と、介護分の三つがございます。年齢によりまして、それぞれ入っていた内容が違いますので、必ずしも徴収率が一緒になるというものではございません。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま、総務課長から発言の申し出がございます。

尾崎総務課長、許可をいたします。

総 務 課 長 先ほど吉識議員から期末勤勉手当の影響額を級別にとというご質問がございました。資料としては、間に合いませんので、口頭で、とりあえず報告させていた

だきまして、また資料としては後ほど提出をさせていただきたいと思います。

58歳の6級、課長で10万2,000円の減、55歳の5級、副課長で9万4,000円の減、45歳の4級、課長補佐で8万8,000円の減、35歳の3級、主査で6万1,000円の減、27歳の2級、主事で4万4,000円の減、24歳の1級、主事で3万7,000円の減でございます。

それから、町長につきましては、16万6,000円の減、副町長は13万4,000円の減、教育長は12万4,000円の減です。なお、役職加算10%も削減しております。

それから、議員さんにつきましては、議長が7万8,000円の減、副議長が5万8,000円の減、議員さんが5万4,000円の減となっております。

議長 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第6 討論・採決

議長 次の日程は、討論・採決であります。

議案番号順に1件ごとに進めてまいります。

それでは、議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第41号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次は、議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第42号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長 以上をもちまして、第422回福崎町議会臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて第422回福崎町議会臨時会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、第422回福崎町議会臨時会はこれにて閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集を賜り、町長から提案

のありました議案に対し、慎重審議をしていただき、適正妥当なる結論づけをいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議事の運営につきましても格別のご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

田植えも始まり、また来月には6月議会も招集されます。何かと忙しくなりますが、皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますのご精励とご活躍をご祈念申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

最後になりますが、町長からごあいさつをいただきたいと思います。

町 長 議会を終わるに当たりまして、一言お礼とあいさつを申し上げたいと思います。

提案した議案は二つでありましたけれども、議員様からお受けいたしました内容は大変濃いものでございました。私たちは、その内容をしっかりと受けとめてまいりたいと考えております。

その一つは、資料の提出の仕方です。議案と同じものをつけていたということについては、これから反省をいたしまして、説明に合うような形で改善・工夫をしていかなければならないと、このように考えております。

それから、社会福祉に対します国、県、私たち、当然住民の皆様方の命と暮らしを守るという観点からいたしますと、できるだけ軽減した内容でお示しするということが本意であります。しかしながら、昨今は社会保障がどンドンどンドン国、県の方で削られてくるという状況でありますから、これを一般会計で、福崎町だけが補てんするというにもなかなかできていないという状況があるわけです。今回は、介護の問題が中心でありましたけれども、国保に至りましたは、なかなか国が約束いたしました税率をそのまま町におろしてくるという状況には今はなっておりません。とりわけ、窓口で私たちが3割あるいは1割という、払うお金に関しましては、なかなかその査定が十分町にも反映できるような形で国がおろしてきていないということ、これは国会の論議を見ましても明らかであります。こういった事柄については、県を通しまして、あるいは国にも町としても意見を申し上げなければならない点はたくさんあるかと思えます。

住民の皆様方の負託にこたえるために、私どもといたしましても、議員の皆様としっかりと切磋琢磨しながら住民福祉の向上のために、これからも頑張っていきたいと、このように考えております。

6月になりますと、いよいよ定例議会が始まります。きょうお受けした内容もしっかりと受けとめて臨んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日はありがとうございました。

議 長 これにて閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分



上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成21年5月28日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 石 野 光 市